

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）について、1. 申立人母が高次脳機能障害を有する夫の介護のため再就職をすることができなかったこと等を考慮し、申立人母の平成27年3月分から平成29年2月分までの減収分（原発事故の影響割合として平成27年3月分から平成28年2月分までは5割、同年3月分から平成29年2月分までは3割を乗じた額）が、2. 申立人らが、上記夫の介護を行ったこと及び申立人子は乳幼児の世話をしながらの避難でもあったことを考慮し、申立人母については平成23年3月分から平成30年3月分まで既払金（月額1万円）とは別に追加して月額2万円が、申立人子については平成23年3月分から平成27年11月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目（後掲の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金454万8724円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人らと被申立人は、後掲記載の損害項目（後掲記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、  
本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。  
令和 2 年 4 月 1 3 日

（仲介委員 上妻 英一郎）

事件番号 H〇〇-〇

申立人 X3 外3

項目	小項目	期間	和解金額
① 就労不能損害	X 1	平成 2 7 年 3 月 1 日 ～平成 2 9 年 2 月 2 8 日	1,138,724
② 精神的損害 (増額)	X 1	平成 2 3 年 3 月 1 1 日 ～平成 3 0 年 3 月 3 1 日	1,700,000
③ 精神的損害 (増額)	X 2	平成 2 3 年 3 月 1 1 日 ～平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日	1,710,000
損害額合計			4,548,724